

やまなしこどもの貧困対策活動拠点等整備事業費補助金 Q&A

No	質問	回答
1	本補助金を利用する場合、いつから事業を実施（着手）できますか。	<p>本補助金の交付対象となるのは、交付決定後に実施する事業となります。</p> <p>交付申請から事業実施までの流れは以下の通りです。</p> <p>①申請者は交付申請書を県子ども福祉課へ提出 ②県子ども福祉課にて内容審査 ③交付決定対象の場合、県子ども福祉課より交付決定通知を送付 ④申請者による事業実施</p> <p>なお、事業実施後には実績報告書の提出が必要となります。</p>
2	事業の申請はいつから可能ですか。	<p>一次募集については 令和8年5月7日（木）～令和8年7月10日（金）まで となっています。</p> <p>二次募集の受付期間については、一次募集の応募状況により今後決定します。なお、二次募集終了後は新たな申請を受け付けませんので、申請を希望される方は二次募集期間中までにお手続きください。</p>
3	備品は、「1件あたり5万円以上の物品の購入に限る」とあるが、3万円の物品2個を1件としてよいでしょうか。	<p>複数の物品を組み合わせると合計5万円以上となる場合は対象となりません。</p>
4	事務用PCの購入を目的とした事業は補助の対象となりますか。	<p>補助事業の遂行に専ら使用されることが明らかでない物品（車両、PC機器、タブレットなど）は対象となりません。</p>
5	子ども食堂利用者送迎等支援事業を申請している場合、本補助金は併用できますか。	<p>子ども食堂利用者送迎等支援事業で申請している内容と同じ事業でなければ、本補助金の対象となります。</p>
6	普段はファミリーホームとして運営している場所を、月に1回子ども食堂として解放しています。こういった場合でも補助金の対象となりますか。	<p>他に同じ事業について受けている助成や補助金がなければ、補助対象となります。</p> <p>他の助成や補助金を受けている場合の取扱は以下のとおりです。</p> <p>①対象経費が重複する部分については補助対象となりません。 ②対象経費が重複しない場合には、他の助成や補助金を受けている経費と本補助金の対象とする経費を区分して申請ください。</p>
7	自治体や公的機関から借りている場所で事業を実施する場合は補助金の対象となりますか。	<p>設置する備品や改修する建物について、今後も継続して活動ができる状態であるか、管理体制をどのように区分するのか等を確認させていただくため、子ども福祉課（055-223-1459）までご連絡ください。</p>
8	事業費が150万円を超える場合も補助金の対象となりますか。	<p>事業費が150万円を超える場合でも補助対象となります。その場合、補助金申請額は150万円としていただき、収支予算書にて事業にかかる収支の全体額を記載ください。</p>
9	申込方法について教えてください。（申請先、申請方法など）	<p>原則電子メールでの提出となります。</p> <p>nakano-vwdx@pref.yamanashi.lg.jp kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp</p> <p>申請期限までに上記アドレス宛に申請書類一式を送付ください。</p>